

議案第96号

鹿屋市串良温泉センター条例の一部改正について

鹿屋市串良温泉センター条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市串良温泉センター条例の一部を改正する条例

鹿屋市串良温泉センター条例（平成19年鹿屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区分			使用料	備考
浴場	1回入浴	大人	390円	中学生以上
		中人	150円	小学生
		小人	無料	未就学児
	1日入浴	大人	650円	中学生以上
		中人	260円	小学生
		小人	無料	未就学児
	割引回数券 （11回分）	大人	3,900円	中学生以上
		中人	1,500円	小学生
	会員券	大人	52,070円	年間通し券
			27,300円	6か月通し券
	家族風呂		1,300円	予約制（使用時間は、1時間以内とする。）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

民間公衆浴場との料金差を縮減するとともに、公設の入浴施設との均衡を図るため、使用料を改定したいので、本案を提出するものである。